

山梨県公報

第三十一号

令和元年

八月二十九日

木曜日

目次

告示

○保安林の指定の予定	二三七
○道路の区域変更	二三七
○指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所 所在地の変更の届出	二三七
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	二三八
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(二件)	二三八
○大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出	二三八
○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出	二三九

告示

山梨県告示第七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和元年八月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 保安林の所在場所 南都留郡富士河口湖町大石字入山二八七七の一、二九七九の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的 公衆の保健
- 指定実施要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第七十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から令和元年九月十九日まで一般の縦覧に供する。

令和元年八月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 遅沢静川線
- 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡身延町遅沢字家ノ前一八二番一 地先から 南巨摩郡身延町遅沢字水ノ口一三二九番一 地先まで	六・六 二五・一	六・六 四八・五		二二二・二 二二二・二

山梨県告示第八十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の三十五の八第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第四項の規定により、次のとおり公示する。

令和元年八月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定構造計算適合性判定機関の名称 株式会社東京建築検査機構
- 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
 - 変更前 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目二番一号
 - 変更後 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目十七番十五号
- 変更の年月日 令和元年九月十七日

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

令和元年八月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 申請のあった年月日 令和元年八月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人フォーライフ
 - 2 代表者の氏名 矢崎巧
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市六科五百四十番地一
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、障害を持つ人々に対して、自立に向けた教育訓練、就労支援等を行い、障害を持つ人々の自立及び社会参加に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 令和元年八月二十二日から同年九月二十二日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

令和元年八月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 申請のあった年月日 令和元年八月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人芦安ファンクラブ
 - 2 代表者の氏名 清水准一
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市芦安芦倉千五百七十八番地
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、南アルプス市の自然を愛する全ての人達に対して、地域の人々との交流を通じた南アルプスの環境保全及び適正利用に関する事業を行い、もって南アルプス市の活性化に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 令和元年八月二十二日から同年九月二十二日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

令和元年八月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 申請のあった年月日 令和元年八月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人富士五湖スケートクラブ
 - 2 代表者の氏名 渡邊淳
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県南都留郡西桂町
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、地域住民及び近隣他地域のあらゆる方に対して、スポーツを楽しむ場の提供、スポーツ文化を普及・推進する活動を行い、併せてスポーツを通じた青少年の健全育成や地域貢献を行う。また寒冷地ならではの魅力づくり、子どもから大人まで気軽にスケートを始めたこととした寒冷地ならではのスポーツを楽しめる文化や場所を後世に残すこと、スポーツを通じた地域経済や地域文化の発展に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 令和元年八月二十二日から同年九月二十二日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和元年八月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社オキノ代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行二丁目二番十八号
 - 二 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 オキノ甲州店 山梨県甲州市塩山下於曾千四百七十番外
 - 2 変更した事項
- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社オギノ
代表取締役 荻野寛二
山梨県甲府市丸の内二丁目十六番四号

変更後

株式会社オギノ
代表取締役 荻野寛二
山梨県甲府市德行二丁目二番十八号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつては代表者の氏名

変更前

株式会社オギノ
代表取締役 荻野寛二
山梨県甲府市丸の内二丁目十六番四号
外四者

変更後

株式会社オギノ
代表取締役 荻野寛二
山梨県甲府市德行二丁目二番十八号
外四者

3 変更の年月日 平成十九年一月十日外

届出年月日 令和元年八月十四日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和二年一月六日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和元年八月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 有限会社コウエン 代表取締役 小宮広督 山梨県大月市大月町大月八百八十九番地

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 田野倉ショッピングセンター 山梨県都留市田野倉字長塚百六十四番一

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

ウエルシア関東株式会社
代表取締役 鈴木孝之
埼玉県さいたま市見沼区東大宮四丁目四十七番七号 外一者

変更後

ウエルシア薬局株式会社
代表取締役 松本忠久
東京都千代田区外神田二丁目二番十五号 外一者

3 変更の年月日 平成二十六年九月一日外

届出年月日 令和元年八月十四日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和二年一月六日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番